

津山税務署からのお知らせ

平成22年分の所得税の申告及び納税は、

平成23年3月15日(火)までです。

納税には、安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。

★確定申告会場の開設日程について

地区	開設日	相談時間	会場名
管内全域	2月1日(火)～3月15日(火)	9:00～17:00 (受付時間 9:00～16:00)	津山税務署

※津山税務署の駐車場には限りがありますので、来署の際はできるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

★申告書の作成・提出はe-Taxまたは郵送等で！

確定申告期間中の申告会場は、混雑が予想されます。申告書はご自分で作成され、国税電子申告・納税システム(e-Tax)または郵送等により提出されることをお勧めします。

○国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができ、24時間ご利用いただけます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

※ご利用条件などの詳細は、画面にてご確認ください。

○e-Taxを利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続きができ、申告所得税の確定申告期間中は24時間ご利用いただけます。

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ご利用の際には、事前に手続きや準備が必要です。

★申告書の提出前に今一度ご確認を

確定申告書の提出をされる前に、記載(入力)内容及び添付書類について今一度確認していただきますようお願いいたします。

- 氏名・フリガナ、住所、生年月日等の記載(入力)漏れはありませんか。
- 収入・所得金額、各種控除額、所得税額等の記載(入力)漏れはありませんか。
- 添付書類の漏れはありませんか。

★電子交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」について

電子交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」は、プリントアウトして所得税の確定申告書類として添付することはできません。

「給与所得の源泉徴収票」を確定申告書に添付する場合は、書面により交付を受けてください。

確定申告に関するお問い合わせ先

津山税務署(〒708-8657 津山市田町67) ☎0868-22-3147